

舞鶴市地域おこし協力隊受入事業者募集要領

1. 趣旨

この要領は、舞鶴市地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）と協働して移住・定住の促進及び地域活性化活動に資する事業等を創出・実施する事業者・団体等（以下「受入事業者」という。）を募集するために必要な事項を定めるものです。

2. 目的

舞鶴市地域おこし協力隊は、「未来に希望がもてる活力あるまち」を目指すため、移住・定住促進活動や地域活性化活動を最大3年間行ったのち舞鶴市で起業や就業する人材として定住を図るものです。受入事業者は隊員の定住・定着のための活動サポート(人脈作りの支援及び起業・就業のノウハウの教示等)を行いながら、お互いのパートナーシップのもと移住・定住促進活動及び地域活性化活動に取り組むこと目的として市が募集します。

3. 制度概要

舞鶴市地域おこし協力隊制度の運用にあたっては、受入事業者・隊員・市は次の各号に掲げる役割を担う協力関係にあり、相互に協力し、地域活性化に資する活動に取り組むものとします。市と隊員は委託契約、市と受入事業者は覚書を締結します。

(1) 受入事業者の役割

- ①市・隊員と協働し、移住・定住の促進及び地域の活性化に資する活動に主体的に取り組むこと。
- ②人脈作りの支援や起業・就業のノウハウの教示など、隊員が市に定住・定着できるよう支援すること。
- ③その他、本事業の運用に関し市と協力すること。

(2) 隊員の役割

- ①市、受入事業者と協働し、地域の活性化および移住・定住の促進に資する活動に主体的に取り組むこと。
- ②自らの取り組む活動内容の公表及び周知に努め、市の魅力発信を行うこと。
- ③移住特別推進区域の一部（池内地区・高野地区・四所地区）への重点的な移住促進活動を行うこと。
- ③市、受入事業者、地域住民との円滑なコミュニケーションを図ること。

(3) 市の役割

- ①隊員の募集・認定・労務管理を行い、活動に関するフォローを行うこと。
- ②本要領により受入事業者を募集・選定し、隊員とのマッチングを図ること。
- ③市のホームページや広報紙等を利用し、隊員の活動を周知すること。
- ④その他舞鶴市地域おこし協力隊事業の推進にあたり、事務を行うこと。

4. 募集团体数

今回の募集では、2名の隊員を募集する予定です。各隊員につき、活動を行う受入事業者を1者配置するため、受入事業者も2者募集します。

5. 応募要件

受入事業者希望の応募に当たっては、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととします。

- (1)舞鶴市内で活動している事業者であること。
- (2)任意団体ではないこと。
- (3)隊員との活動の趣旨が営利目的でないこと。
- (4)風俗営業等の規制及び活動の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者でないこと。
- (5)特定の宗教・政治団体と関わる場合や活動の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者でないこと。
- (6)役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者でないこと。

6. 応募方法等

応募にあたっては、市が制度趣旨の説明および事業内容や隊員受入の必要性等についてヒアリングを行いますので、まず市へお問い合わせのうえご応募ください。

(1)提出書類

- ①舞鶴市地域おこし協力隊員受入申込書（様式第1号）
- ②協働実施事業等提案書（様式第2号）
- ③応募要件に係る宣誓書（様式第3号）

(2)提出方法

郵送又は持参

※持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までです。

(3)提出先

舞鶴市役所 産業振興部 ふるさと応援課

（〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地 本館2階）

(4)募集期間

令和7年5月1日（木）～5月22日（木）午後1時まで

(5)留意事項

応募者が複数の事業等を実施しようとする場合には、事業ごとに協働実施事業等提案書（様式第2号）を作成し提出すること。

7. 選考

(1) 選考基準

応募書類の内容をふまえ、以下の選考基準に基づき第三者機関の舞鶴暮らし応援協議会にて選考を行い、決定します。

- ①提案実施事業は本制度の趣旨を踏まえ、市・隊員と協働して地域の活性化に貢献するもので、本制度を活用して実施することが適当であるか。
- ②隊員の活動支援・受入体制は充実しているか。
- ③事業遂行における主体性、隊員受入の必要性など、隊員を受け入れる資質を備えているか。

(2)選考結果の通知

選考終了後、書面にて結果を通知します。なお、選考理由については回答致しかねますのでご了承ください。

8. 留意事項

(1)受入事業者として選定された場合、市と協議の上、市が隊員の活動メニューを決定し隊員募集を行います。また隊員の活動メニューには、受入事業者から提案のあった事業のほかに、市が定める活動内容も含まれます。隊員の活動中、活動量により隊員への負荷が大きいと市が判断する場合は、協議の上、実施事業を変更する場合があります。

(2)隊員の報償費や活動に要する経費は予算の範囲内で市が負担します。

(3)隊員の活動時間の目安は、1月当たり20日間、1日当たり7時間45分を想定しています（市が定める活動内容も含む）。

(4)受入事業者には、次の各号に掲げる事項を依頼する場合があります。

- ①隊員募集イベントへの同行、選考への参加
- ②応募希望者の就業体験への対応
- ③受入事業者を対象とした研修への参加

④受入事業者を対象としたアンケートへの協力

⑤市が主催する研修・活動報告会等への参加

(5)隊員受入れ後、新規に隊員との協働事業を実施する場合は、あらかじめ隊員および市に相談のうえ、協働実施事業等追加提案書（様式第4号）を市へ提出のうえ許可を得てから実施してください。

(6)受入事業者として選定された日から2年以内に隊員の受入が無かった場合、受入事業者としての資格を失うものとします。

(7)隊員募集の際応募者が現れない場合には、市と協議の上で活動メニューを変更・調整する場合があります。

9. お問い合わせ先

舞鶴市 産業振興部 ふるさと応援課

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044番地

電話：0773-66-1085

FAX：0773-62-5099

E-mail：f-ouen@city.maizuru.lg.jp